

長久手市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託概要書

1 業務名

長久手市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

3 業務目的

長久手市がこれまでに取り組んできた施策等を踏まえ、市民・事業者と協働し、更なるごみの減量・資源化と市民の利便性の向上を図ることを目的として、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする「長久手市一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

4 策定方針

- (1) 現計画で設定した目標や取組に対する進捗状況を検証し、課題を反映させた計画とする。
- (2) 「愛知県廃棄物処理計画」など、国や県の方針を勘案しつつ、新たに施行された「食品ロス削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などの関連法に基づき、「食品ロス削減推進計画」を盛り込むものとし、本市の特性に合わせた計画とする。
- (3) 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画とする。
- (4) 廃棄物に関する社会情勢の変化を把握するとともに、市民の意識や意向を踏まえ、本市が積極的に進めるべき取組を踏まえた計画とする。
- (5) 今後のごみ排出量の推計をもとに、具体的な数値目標を設定する。
- (6) 現行の「長久手市第6次総合計画」及び「第4次長久手市環境基本計画」との整合を図りつつ、尾張東部衛生組合及び組合構成市である瀬戸市、尾張旭市の一般廃棄物処理基本計画と連携を図るものとする。

5 本業務で策定する計画等の位置づけ

現計画の「長久手市一般廃棄物処理基本計画・生活排水処理基本計画」に加え、新たに「食品ロス削減推進計画」を策定する。

- (1) 長久手市一般廃棄物処理基本計画
- (2) 生活排水処理基本計画
- (3) 食品ロス削減推進計画

6 令和4年度業務内容

(1) 基礎調査の実施

既存資料をもとに本市のごみ減量に関する現状を整理し、概況を明らかにする。

ア 可燃及び不燃ごみの組成調査

調査の実施、調査方法検討、調査結果分析業務を行い、調査当日の車両等は不要とする。

イ 食品ロスの組成調査

本業務において、基礎調査の実施は行わない。

※基礎調査の実施は、愛知県が実施する。

(2) 上位・関連計画等の整理

現行計画策定意向の国内・県内の行政における最新の動向や、他自治体におけるごみ減量施策の事例及び本市の上位計画におけるごみ減量関連施策について整理する。

(3) 市民意識調査の実施

市民・事業者に対してごみ減量に関する意識調査を実施し、今後のごみ減量施策推進の基礎資料とする。受託者は、本市と協議の上でアンケート調査票を作成、発送、回収及び結果の集計・分析を行う。

なお、発送及び回収に係る郵送料は、すべて受託者が負担し、契約金額の範囲内で対応する。調査対象となる市民・事業者の抽出は、市が行う。返信は、料金受取人払いとする。

ア 調査方法

郵送

イ 調査対象数

(ア) 住民

2, 500人

(イ) 事業者

500か所

(4) 現行計画における取組状況の整理

現行計画の実績報告等の既存資料をもとに、取組状況や目標達成見込み等の評価を行う。指標の達成状況について、把握可能な範囲で整理し、達成見込みを分析する。

(5) 課題の整理

上記(1)~(4)の業務を踏まえ、今後の課題を抽出及び整理する。

(6) 打合せ

業務を円滑に遂行するため、打合せを行う。受託者は打合せ後速やかに打合せ記録

簿を作成し提出する。

7 令和5年度業務内容

(1) 前年度の調査結果の整理

前年度に実施した基礎調査の結果等を確認するとともに、必要に応じて時点修正を行う。

(2) ごみ排出量等の推計

既存資料や前年度の基礎調査結果を踏まえ、本市のごみ排出量の予測を行う。

(3) 数値目標の検討

上記(1)~(2)及び今後の課題等を踏まえ、目標値を検討する。

(4) 具体的な取組、各主体の役割等の設定

数値目標に基づく具体的な取組を検討するとともに、市、市民、事業者の主体別の役割・行動を設定する。

(5) 生活排水処理基本計画策定に係る検討

本市の生活排水処理に関する策定に係る検討を行う。

(6) 食品ロス削減推進計画策定に係る検討

本市の食品ロスに関する現状把握及び施策の検討を行う。

(7) 次期計画の推進方法の検討

計画の推進体制及び進行管理の方法等を検討する。

(8) 次期計画書（案）の作成

上記(1)~(6)を踏まえ、次期計画書（案）を作成する。

(9) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用の資料作成、意見に対する回答の作成及び意見の次期計画（案）への反映など必要な支援を行う。

(10) 次期計画書及び概要版の作成

次期計画の本編及び概要版等の原稿作成、デザインレイアウトを行う。

本編及び概要版等は、市民及び事業者に本市のごみ減量施策の考え方を周知するとともに、主体的なごみ減量行動の実践を促すことを目的とし、そのデザインレイアウト等の工夫は、受託者の提案によるものとする。

(11) 会議の運営支援

環境審議会の開催に当たり、会議資料の作成を行う。会議の開催は、1回を想定する。

(12) 打合せ

業務を円滑に遂行するため、打合せを行う。受託者は打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し提出する。

8 守秘義務

受託者は、業務の遂行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 成果品

以下の成果品を作成、納品する。

(1) 令和4年度

ア 市民等意識調査結果報告書（A4版 白黒）データ納品

イ ごみ処理基本計画に係る現況等調査結果報告書（A4版 白黒）データ納品

ウ 組成調査結果分析報告書（A4版 白黒）データ納品

エ 本市が必要とする資料等

(2) 令和5年度

ア 計画書【本編】（A4版 100頁程度 カラー）データ納品

イ 計画書【概要版】（中綴じ A4版 カラー）データ納品

ウ 本市が必要とする資料等

※ 各データの納品は、ワード、エクセル又はパワーポイントのほか、イラストレーターデータ及びPDFデータによるものとする。

10 その他

(1) 本業務の成果品については、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、コピーホームページへの掲載、印刷製本等を行い、公表できるものとする。

(2) 本概要書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、市と受託者の協議の上、決定するものとする。